平成２４年（フ）第３８０５号
大阪府寝屋川市上神田１丁目40番１号
債務者　北山　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８７０号
大阪府守口市八雲西町４丁目11番８号
債務者　藤井　久也
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８８４号
大阪市淀川区十三東１丁目19番５号　ライトオブホンダ302号
債務者　山田　康司
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９６号
大阪府池田市旭丘３丁目６番２号
債務者　池添　満昭
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９１号
大阪市大正区千島３丁目１番25―906号
債務者　淺野加代子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３３３号
大阪府守口市南寺方中通１丁目７番34―306号、前住所大阪府守口市南寺方南通１丁目７番７―405号
債務者　蚊野多津枝
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　甲子寮、住民票上の住所大阪府東大阪市加納７丁目４番15号
債務者　渡邉　雅紀
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３２号
大阪府摂津市東一津屋13番27―401号
債務者　龍田　真紀
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７４号
大阪市住吉区苅田８丁目３番８号
債務者　秋田　和彦
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９９号
大阪府交野市天野が原町４丁目29番12号
債務者　奥中志津江
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２８号
大阪府東大阪市森河内西２丁目29番20号
債務者　田頭　良明
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５６５号
大阪府枚方市町楠葉２丁目20番14―22号
債務者　加藤　保雄
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３１号
大阪市浪速区桜川４丁目６番１号　タウンコート桜川312号
債務者　荒川　和美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６５７号
大阪市浪速区敷津西２丁目８番12号　シャガール難波南501号
債務者　芦田　　清
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７号
香川県高松市亀田南町260番地６
債務者　大島　仁美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０３号
長崎県大村市小路口町705番地１　アーバンハイツ小路口Ｂ―101、前住所長崎県大村市木場１丁目124番地18
債務者　小田原辰弥
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
長崎県大村市小路口町705番地１　アーバンハイツ小路口Ｂ―101、前住所長崎県大村市木場１丁目124番地18
債務者　小田原シゲ子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係